

◎岩手県県税条例等の一部を改正する条例（条例第43号）

1 岩手県県税条例の一部改正

(1) 県民税関係

ア 平成33年度以後の各年度分の個人の県民税について、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下（現行125万円以下）とすることとした。（第27条の3関係）

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした。（第39条関係）

ウ 平成33年度以後の各年度分の個人の県民税について、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者については、県民税の所得割を課さないものとする事とした。（附則第9条関係）

(2) 事業税関係

資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした。（第47条関係）

(3) 地方消費税関係

資本金の額等が1億円超の法人等に対し、納税申告書の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした。（第53条の5関係）

(4) 県たばこ税関係

ア 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばこみなして条例の規定を適用することとした。（第67条の2の2関係）

イ 加熱式たばこの課税標準を次のとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とすることとした。（第67条の3関係）

(ア) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算すること。

(イ) 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算すること。

ウ イの換算方法は段階的に導入することとし、次に掲げる期間における加熱式たばこの課税標準は、それぞれ次に定めることとした。（第67条の3関係）

(ア) 平成30年10月1日から平成31年9月30日まで 現行の換算方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び改正後の換算方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする事。

(イ) 平成31年10月1日から平成32年9月30日まで 現行の換算方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び改正後の換算方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする事。

(ウ) 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 現行の換算方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び改正後の換算方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする事。

(エ) 平成33年10月1日から平成34年9月30日まで 現行の換算方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び改正後の換算方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする事。

エ 次に掲げる期間における県たばこ税の税率について、それぞれ次に定める税率とすることとした。（第67条の4関係）

- (ア) 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで 1,000本につき930円
- (イ) 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 1,000本につき1,000円
- (ウ) 平成33年10月1日以後 1,000本につき1,070円

(5) その他

地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第27条、第39条、第42条、第47条、第53条の2、第67条の3、附則第20条の2の8関係)

2 岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(附則第6条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日から施行することとした。(附則第1条関係)

ア 1(4)ア、ウ(ア)及びエ(ア)並びに(5)(第67条の3関係に限る。)並びに2 平成30年10月1日

イ 1(4)ウ(イ) 平成31年10月1日

ウ 1(1)イ、(2)、(3)及び(5)(第67条の3関係を除く。) 平成32年4月1日

エ 1(4)ウ(ウ)及びエ(イ) 平成32年10月1日

オ 1(1)ア及びウ 平成33年1月1日

カ 1(4)ウ(エ)及びエ(ウ) 平成33年10月1日

キ 1(4)イ 平成34年10月1日

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条～第9条関係)

◎地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第44号)

1 特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業を行う認定事業者に対して課する個人の事業税等のうち特別償却設備に係るものを免除するとともに、その他所要の整備をすることとした。(題名、第1条～第6条関係)

2 県税の不均一課税の適用対象となる地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の期限を平成32年3月31日(現行平成30年3月31日)まで延長することとした。(第3条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、2は、平成30年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例(条例第45号)

1 県議会議員の選挙におけるビラの作成を公営の対象とすることとした。(第1条、第2条、第6条、第8条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成31年3月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第46号)

1 盛岡市が農地法に規定する指定市町村に指定されたことに伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例(条例第47号)

1 奥州市の区域内の町の名称の変更等に伴い、所要の整備をすることとした。(別表関係)

2 県営住宅に県営本町アパートを加えることとした。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 岩手県立盛岡ひがし支援学校を設置することとした。（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則関係）